

# みのがさないで！ 子ども虐待

子どもの虐待が増えています。親の虐待によって幼い命が奪われる痛ましい事件も起きています。

家庭という密室の中で行われているため、なかなか表面化しませんが、周囲の人の勇気ある一報が子どもの命と心を、そして親の人生をも救うのです。

## Q 「子ども虐待」って？

本来子どもを守るべき立場の親など大人が、子どもの心身に不当な行為を行うことです。

虐待には、次の4つのタイプがあります。

- 1 身体的虐待  
殴る・蹴る・たばこの火を押しつける・乳児を激しく揺さぶるなど、生命・健康に危険のある行為。
- 2 性的虐待  
子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなどの行為。
- 3 ネグレクト（保護の怠慢・拒否）  
病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させるなど、健康状態や安全をそこなう行為。
- 4 心理的虐待  
子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、ほかのきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど、心理的に傷つける行為。  
子どもの目の前でされる配偶者に対する暴力行為。（子どもに著しい心理的外傷を与える）

大切なことは、たとえしつけのつもりであっても、子ども自身にとって有害な行為や不適切な関わりはすべて虐待であるということです。

## Q 虐待の兆候ってあるの？

- 子どもの泣き声や叫び声、たたかれる音が毎晩のように聞こえる。
- 不自然な傷が多い。
- 衣服や体がいつも極端に汚れている。
- 小さな子どもを置いてよく外出している。
- 親（保護者）を極端に怖がる。
- 子どもが極端に無表情。

子どもは自分から救いを求めることができません。気がかりなことがあったら、連絡をお願いします。

## Q どこに相談・連絡すればよいの？

子ども・子育て総合相談室、児童家庭支援センター、地区の民生児童委員、または県の児童相談所や丹南健康福祉センターなどへ連絡してください。また緊急の場合は、警察でも相談を受け付けています。

これらの機関では、誰から相談・通告があったのかについて固く秘密を守ります。少しでも気がかりなことがあれば、ご相談ください。

## Q 虐待でなかったらどうしよう？

虐待であるかどうかは、相談を受けた機関が判断します。調査の結果、たとえ虐待の事実がなかったことがわかって、そのことで責任を問われることはありません。

## ●子ども・子育て総合相談室

18歳未満のお子さんを取り巻くさまざまな問題について、相談をお受けします。

相談は、電話・手紙・面接などでお受けします。内容によっては専門の機関をご紹介するなど、他の相談機関と連携をとっています。

★市民プラザたけふ4F 22-3628

## ●児童家庭支援センター 一陽

18歳未満のお子さんのさまざまな問題について、相談をお受けします。特に専門的な知識・技術を必要とする相談に応じます。

★越前市行松町 26-2-2 43-5514

## ●越前警察署

緊急な通告・相談を受け付けます。

★生活安全課 24-0110

## ●県総合福祉相談所

18歳未満のお子さんのあらゆる問題について相談をお受けします。児童福祉司や臨床心理士、精神科医や小児科医など、専門の職員がそれぞれの立場から調査や診断、指導を行ないます。

また、必要な場合は、子どもを一時保護したり施設入所措置をとったりします。

★福井市光陽二丁目3-36 (0776) 24-5138

★全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)